

自分の家にいたのは、ひと月のうち十日くらいであったと書いている。偶然という言葉が使われているのは、いるはずの十日以外の夜、という意味になるのかも知れない。

なお、その巻末の年譜には、それが昭和三年の秋のこと、「柿山潤に案内されて、徳田秋声の突然の訪問を受けた」とある。これは尾崎の記憶のあやまりで、昭和二年の秋の末であったと思う。また、徳田さんが尾崎を訪ねたのは、だしぬけでも突然でもなかつた。

そのふた月ばかり前に、尾崎と徳田家を訪れた。夕方尾崎が社にきたので、これから徳田さんのところに行く用事がある、いっしょに行かないかと誘うと、連れて行つてくれと尾崎は言った。彼はまだ徳田さんに会つたことがなかつた。

ちょうど順子もいて、徳田さんは大いに歓迎してくれ、すっかりご馳走になつた。徳田さんは自分でせいいせい、猪口に四杯か五杯しか飲まないが、若い者に酒を飲ませるのは楽しいようであつた。それから銀座に出て、千疋屋でまたご馳走になつた。その間に順子は

「宇野千代さんにお目にかかりたい。馬込にお訪ねしてもいい」

「どうぞいつでも。僕のところは貧乏ですから、ご馳走はできませんが」

「ご馳走なんか要らないわ。あなた方の羨ましそうな愛の巢を拝見したいし、宇野さんとおしゃべりがしたい」

「よかつたら先生も、一緒にいらして下さいませんか」

「一緒に行くよ」

徳田さんは氣さくに言つた。私たちは千疋屋の前で別れたが、別れ際に順子は、必ず行くから、宇野さんにもそう伝えておいて欲しい、と尾崎に念をおした。徳田さんが馬込にきたのは、そういう約束があつたからだ。

八景坂の上り口に、望翠楼ホテルがあつた。明治の建物だそうだが、いかにも古色蒼然として、外壁にツタでもからみついていたら、そこだけに南欧ふうな情緒が漂つたにちがいない。外人も泊れるホテルは、大森では望翠楼しかなかつたが、その裏に新しく大森ホテルができた。経営者は徳田さんの知合の姉にあたる人というような話だった。

徳田さんが新しいホテルに二、三日泊つて仕事をする気になったのは、順子の希望によるものであった。順子にとっては、ホテルと徳田さんの仕事はどうでもよく、宇野さんとおしゃべりがしたかったのであろう。順子から日を知らせてきていたので、私はそれを尾崎に伝えた。その日私は早目に社を出て大森ホテルに寄り、二人を尾崎の家に案内した。

そこでしばらくしゃべつて、みなで大森ホテルに行き、おそい夕めしをご馳走になつた。新しいホテルの感じもよく、徳田さんも珍しく猪口を重ねた。にぎやかな雰囲気に満足されたのであらう。

て式典を終えた。

七月五日付で告示が公布された。

◎航空庁告示第四号

羽田航空保安事務所の長の所轄する航空保安施設のうち、東京都大田区に所在する飛行場を昭和二十七年七月一日から東京国際空港と呼称する。

昭和二十七年七月五日

航空庁長官 大庭哲夫

右の告示の中で「大田区に所在する飛行場」とあって、東京飛行場ともハネダ・エアベースとも書いていないのがおもしろい。そのことは、九月二十九日に公布された運輸省告示についても同じことがいえる。(傍点筆者)

◎運輸省告示第二百九十九号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)附則第十項の規定により現に存する飛行場に關し、次のように告示する。

昭和二十七年九月二十九日

運輸大臣 村上義一

一 名称 東京国際空港  
二 位置 標点位置 東經百三十九度四十六分四十秒 北緯三十五度三十三分(東京都大田区羽田

町)

三 設置の目的 公共用

四 飛行場の種類及び等級 陸上飛行場C・2級

五 飛行場の範囲 別紙図面のうち、長点線で囲まれた区域

六 飛行場の施設の概要

(イ) 滑走路

イ 主滑走路

長さ 二千百三十三メートル

幅 四十五メートル

方位 北二十九度十五分西(磁方位)

ロ 副滑走路

長さ 千六百七十六メートル

幅 四十五メートル

方位 北四十度三十五分東(磁方位)

(以下略)